

第43期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時

開催
場所

兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 2階大ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

Helios Techno



ヘリオス テクノ ホールディング株式会社

証券コード：6927

証券コード：6927
2019年6月5日

株 主 各 位

兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
代表取締役社長 佐藤 良久

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 2階大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第43期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.heliostec-hd.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの主要マーケットである液晶パネル用設備投資は、ここ数年続いた一連の大型投資の終盤となり、G8.5、G10用を中心に活発な推移であります。新たな展開として、8Kテレビ用パネル生産のための新規投資及び新たな成長分野として、車載用パネル等、曲面对応液晶パネルに注目が集まり、開発が活発化してきております。

このような経営環境のなか、当社グループにおいては、ほぼ計画通りの売上及び利益となり、配向膜用（フレキシ）印刷装置及びUV露光装置光源ユニット、また、人材サービス事業についても派遣者数の増加により、それぞれ、順調な売上で推移しました。前期との比較においては、前期は収益条件の良い新規製造装置が集中したため、減収、減益となりました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、前期と比べ3億93百万円(1.7%)減収の230億90百万円となり、営業利益は6億74百万円(22.2%)減の23億64百万円、経常利益は6億12百万円(20.5%)減の23億71百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3億76百万円(17.4%)減の17億88百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりとなります。各金額については、セグメント間の内部取引を含んだ金額を記載しております。

① ランプ事業

ランプ事業につきましては、UV露光装置光源ユニットの売上が順調に伸びているため、紫外線ランプが増収となりましたが、新規開発のLEDランプは製品化に向けて顧客との開発途中であり、一般照明用ランプ（LEDランプを含む）の落ち込みをカバーできませんでした。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は前期比7.3%減の33億70百万円、セグメント損失は58百万円（前期はセグメント利益3百万円）となりました。

② 製造装置事業

製造装置事業につきましては、大型FPDパネル用の配向膜用（フレキシ）印刷装置、高精細インクジェット装置及びUV露光装置光源ユニットを計画通り納入しており、順調に推移しました。また、第2四半期連結会計期間では中古設備移設案件が完納されました。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は前期比5.3%減の145億91百万円、セグメント利益は前期比18.3%減の26億44百万円となりました。

また、当連結会計年度末現在の受注残高は、39億38百万円となっております。

③ 人材サービス事業

人材サービス事業につきましては、技術者派遣、設計請負及び製造派遣を行っております。技術者派遣、設計請負については、地域密着型の事業のため、スタッフの質的向上、顧客ニーズにあった対応を行い、営業強化を図り安定した業績で推移しました。製造派遣については、人材獲得に努め、既存及び新規取引先での派遣数伸張に成果を上げることができました。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は前期比15.6%増の52億33百万円、セグメント利益は前期比19.0%増の2億58百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3億91百万円であり、ランプ事業1億59百万円、製造装置事業2億14百万円、人材サービス事業2百万円、その他15百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金調達の機動性及び安定性を目的として、取引金融機関5行と総額15億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におきましては、当該契約に基づく融資実行残高はございません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は2018年12月1日付で自動化/省力化機器、半導体製造装置、医療用機器製造装置の開発、設計及び制作事業を行う株式会社テクノリンクの株式を取得し、子会社化いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第40期 2016年3月期	第41期 2017年3月期	第42期 2018年3月期	第43期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売 上 高	25,769	17,117	23,483	23,090
経 常 利 益	1,168	1,375	2,983	2,371
親会社株主に帰属する当期純利益	807	1,144	2,164	1,788
1株当たり当期純利益	45円25銭	63円67銭	119円66銭	98円80銭
純 資 産	8,645	9,571	11,492	12,634
総 資 産	14,663	16,594	18,463	18,207
1株当たり純資産額	480円79銭	530円46銭	635円02銭	698円11銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用しており、第42期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
フェニックス電機株式会社	90百万円	100.0%	プロジェクター用ランプ、LEDランプ及び その他ハロゲンランプ等の製造・販売
株式会社日本技術センター	64百万円	100.0%	外観検査装置等の産業機器の製造・販売及び 人材派遣事業
ナカンテクノ株式会社	490百万円	100.0%	液晶製造配向膜印刷装置等の産業機器の製 造・販売
株式会社ルクス	30百万円	100.0% (100.0%)	各種照明用ランプ及び電気照明器具の販売
株式会社リードテック	20百万円	100.0% (100.0%)	各種製造機械設備の設計、製作及び販売

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合(内数)であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

フェニックス電機株式会社、株式会社日本技術センター、ナカンテクノ株式会社3社は、自主的経営の下それぞれの事業の拡大と採算性の向上を図るとともに、協力してシナジー効果を発揮してまいります。

① フェニックス電機株式会社

より高輝度な製品を開発、コストダウンを実施し、プロジェクター用ランプ、LEDランプ、露光装置用ランプの拡販、採算性の向上に努める。

② 株式会社日本技術センター

積極的な拡販活動及び更なるM&Aによって事業規模を拡大する。

③ ナカンテクノ株式会社

経営を安定化させるため、既設設備の改造、メンテナンス及び「版」の製造・販売に注力し、インクジェット印刷装置の高精細化開発と同装置の新しい分野への展開(プリンテッドエレクトロニクス)を図るとともに、外部との戦略的提携又はM&Aを進めて新規事業を開拓する。

④ 3社共通課題

フェニックス電機株式会社のランプ技術、株式会社日本技術センターの設計能力、ナカテクノ株式会社の販売力を合わせ、シナジー効果を発揮できる新規事業を開拓する。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、プロジェクター用ランプ、一般照明用ハロゲンランプ及びLEDランプの製造販売を主たる事業とする「ランプ事業」、配向膜用（フレキシ）印刷装置、特殊印刷機、UV露光装置光源ユニット及び検査・計測装置等の製造販売を主たる事業とする「製造装置事業」、並びに技術者派遣、設計請負及び製造派遣を主たる事業とする「人材サービス事業」の3事業を行っております。

(9) 主要な営業所及び工場

会社名	事業所名	所在地
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社	本社	兵庫県姫路市
フェニックス電機株式会社	本社・工場	兵庫県姫路市
	東京営業所	東京都港区
株式会社日本技術センター	本社	兵庫県姫路市
	東大阪事業所	大阪府東大阪市
ナカテクノ株式会社	本社・工場	千葉県佐倉市
株式会社ルクス	本社	兵庫県姫路市
	東京営業所	東京都港区
	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
株式会社リードテック	本社・工場	福島県いわき市

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
566名	39名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員（パートタイマー・契約社員）、嘱託社員及び派遣社員は含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	1名減	46.2才	8.8年

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社中国銀行	226,652千円
株式会社山陰合同銀行	186,701千円
株式会社三井住友銀行	161,682千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 59,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,806,900株 (自己株式4,708,717株を含む)
- (3) 株主数 18,544名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
加賀電子株式会社	881,000株	4.86%
竹中 隆	449,920	2.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	443,300	2.44
須 々 田 純	419,900	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	386,700	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	360,900	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	251,400	1.38
株式会社三菱UFJ銀行	225,000	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	223,200	1.23
三井住友信託銀行株式会社	222,000	1.22

(注) 当社は自己株式4,708,717株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 良 久	ナカンテクノ株式会社代表取締役社長 株式会社リードテック代表取締役会長
常 務 取 締 役	川 坂 陽 一	当社統括管理部部長
取 締 役	田 原 廣 哉	フェニックス電機株式会社代表取締役社長 株式会社ルクス代表取締役社長
取 締 役	竹 中 隆	株式会社日本技術センター代表取締役社長 株式会社テクノリンク取締役会長
取 締 役	林 啓 之	
常 勤 監 査 役	上 道 俊 和	株式会社テクノリンク監査役
監 査 役	家 弓 康 充	株式会社日本技術センター監査役
監 査 役	四 宮 章 夫	弁護士

- (注) 1. 取締役竹中隆氏は、2018年6月22日開催の第42期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役齊藤定一氏は、2018年6月22日開催の第42期定時株主総会終結のときをもって、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役林啓之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役上道俊和及び監査役四宮章夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役上道俊和氏は、上場会社子会社代表取締役及び監査役の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役四宮章夫氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外取締役林啓之及び社外監査役上道俊和の両氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月24日開催の第39期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役田原廣哉氏、竹中隆氏、林啓之氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

② 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	4名	169,559千円
監 査 役	3	26,760

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額240百万円と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額60百万円と決議いただいております。
 3. 上記のほか、2006年6月23日開催の第30期定時株主総会においてご承認いただきました役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給として、退任した取締役1名に対して54百万円を支給しております。

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
 該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
 該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	林 啓 之	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、必要に応じ、主に金融機関等の経験から、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
監 査 役	上 道 俊 和	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
監 査 役	四 宮 章 夫	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき発言を適宜行っております。

- ⑤ 社外役員の意見により、決定された事業方針又はその他の事項の変更
該当事項はありません。
- ⑥ 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。
- ⑦ 社外役員の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	1 名	5,565千円
監 査 役	2	19,320

- ⑧ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額

35,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

35,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し（2009年5月1日開催の取締役会にて一部改定）、その適切な運用に努めております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社グループは、顧客に選ばれる、高性能かつ高品質の「光」をベースにした独自製品の「ものづくり」にこだわり、一芸に秀でた持続的成長性のある研究型企業を追求し、もって株主・従業員・取引先及び地域社会に貢献する開かれた会社の実現を目指します。

当社としてこの使命を達成するためには、

- ① コーポレートガバナンスの確立
- ② 事業活動に関わる法令、定款、企業倫理等の遵守
- ③ リスクに対する的確かつ迅速な対応
- ④ 信頼性のある財務及び事業活動状況の適時適切な情報開示
- ⑤ 業務の有効性及び効率性の確立
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求への毅然とした態度及び、取引関係の排除を経営の基本に据えた「内部統制の仕組み」を構築するとともに継続的にその機能強化に努めます。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社長を委員長とする「内部統制委員会」において、内部統制システムの構築・維持・向上並びに内部統制に係る重要事案について審議し、取締役会に報告する。
- ② 当社グループは、コンプライアンスに関する規範体系を明確にし、また、取締役及び従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたる心構え、指針と具体的な順守事項を規定した「コンプライアンス規程」に従い行動する。

- ③ 当社統括管理部がコンプライアンスに係る業務を担当し、一定の重要事項の決定について、社内外の専門部署と連携を図り、事前に違法性等を検証する体制をとり、更に徹底した運営を図る。
- ④ 法令違反その他のコンプライアンス違反の未然防止及び早期発見、是正を図るため、「相談・通報制度」に基づき当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。
- ⑤ 会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「取締役会規程」、「監査役会規則」、「インサイダー情報管理規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、各種文書、帳票並びに情報について、適切に作成、保存、管理する。
- ② 電磁的な情報は、ファイアーウォールを施したサーバーに一元的にファイルされ、定期的にデータのバックアップを行う。
- ③ 個人情報の管理については、「個人情報管理規程」に従い統括管理部が主管する。
- ④ 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に従い、不測の事態が発生した場合、損害・影響額を最小限に留める迅速な対応体制を整備する。
- ② 当社及び当社グループは、社長の指示に従い、定期的にリスクの洗い直し及び評価を行い、リスクの回避・軽減・転嫁・保有等の対応策を検討し実施する。
- ③ 当社は、当社グループのリスク管理を担当する部署として、当社統括管理部において、リスクマネジメント推進にかかる課題の抽出と対応策の進捗管理を行い、年2回グループ会社より報告を義務付ける。
- ④ 重要なリスクが発生又はその恐れが生じた場合は、「内部統制委員会」を開催して対応策を検討・審議し、損失の防止及び収益の保全、再発防止等危機管理にあたる。
- ⑤ 内部監査室（グループ会社を含む）が各部門の往査を行うにあたっては、常にリスク管理の視点から監査を行い、リスク管理の徹底を図る。
- ⑥ 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに対応する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」、「稟議規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」等を常に見直し、整備し運用する。
- ② 当社グループは、取締役会を定期開催するほか、適宜臨時の取締役会を開催し、活発な意見の交換によって活性化した取締役会を運営して、迅速な経営意思の決定と効率的な業務執行を行う。
- ③ グループ会社においては、社長の諮問機関として、取締役、監査役及び部長をもって構成する「経営会議」の運営を充実し、その審議内容を取締役会に反映して、的確な執行決定を徹底する。また、その報告を義務付ける。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の「コンプライアンス規程」をグループ会社に準用し、当社と一体となったコンプライアンス体制を確立する。
- ② グループ会社にコンプライアンス担当部署を置き、当社統括管理部との連携を密にするとともに、「内部統制委員会」にも関与させて、グループ全体のコンプライアンスの統括・推進の一翼を担わせる。
- ③ グループ会社の経営は、自主性を尊重するが、年度事業計画の策定、月次決算の報告及び重要事案の事前協議を行い、グループ会社の事業内容の的確な把握を行う。
- ④ 当社は、月1回、当社及びグループ会社の取締役が出席するグループ会社が開催する経営会議で、重要な事象が発生した場合に報告を義務付ける。
- ⑤ 当社の相談・通報体制をグループ会社に準用して運用する。
- ⑥ 内部監査室は、グループ各社の内部監査室と連携し、各社の内部監査結果の報告を収集しその結果を当社監査役へ報告する。

(7) 監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等

- ① 現在は、監査役の職務を補助すべき従業員はいないが必要に応じて監査役補助者の任命、解任、人事異動等について、監査役会の同意を得て、取締役会が決定する。なお、監査役補助者は業務執行の業務を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

- ② 内部監査室（グループ会社を含む）は監査役と共同監査等を行い、監査の効率性及び監査の質の向上を図る。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、法令違反及び会社に損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合のほか、内部監査（グループ会社を含む）の実施状況、コンプライアンスに関する事項については、すみやかに監査役に報告することを徹底する。
- ② 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて業務の執行状況を把握するために諸会議（グループ会社を含む）に出席するほか、稟議書、契約書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役その他から説明を求める。
- ③ 監査役及び監査役会が、法令及び監査役監査基準に従って、業務及び財産の状況に関して報告を求めた場合は、遅滞なくその内容を報告するほか、社内通報を含め、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ④ 監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けないこととし、適正に対応する。

(9) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役職務執行上必要と認められる費用については予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- ② 緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

(10) 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ② 会計監査人から会計監査の結果について報告を受けるなど連携を密にすることに取締役が協力する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」また、日本経団連がまとめた「企業行動憲章」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、各関連規程の充実及び周知徹底を図り当社及びグループ会社の啓発に努める。
- ② 当社統括管理部を対応部署とするが、同部門に一任せず会社全体で対応することとしている。
- ③ 兵庫県企業防衛対策協議会に加盟しており、同協議会にて開催される会議等に参加し、情報の共有化を図り、協力体制を整備している。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システム構築のための基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等への適合性を確保する体制を整備し運用する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されたことを踏まえ、2015年6月24日開催の取締役会において内部統制システムに関する基本方針の一部を改定し、コンプライアンス規程等の各種規則の継続的な整備、運用を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[14,943,679]	【流動負債】	[5,194,102]
現金及び預金	4,141,751	支払手形及び買掛金	1,489,379
受取手形及び売掛金	5,961,141	電子記録債務	682,588
電子記録債権	1,596,315	短期借入金	200,000
商品及び製品	200,062	1年内返済予定の長期借入金	130,051
仕掛品	1,875,562	未払法人税等	80,836
原材料及び貯蔵品	675,628	賞与引当金	441,337
前渡金	315,067	製品保証引当金	41,086
その他	179,621	前受金	1,028,256
貸倒引当金	△1,471	その他	1,100,567
【固定資産】	[3,263,878]	【固定負債】	[378,849]
(有形固定資産)	(2,377,063)	長期借入金	306,574
建物及び構築物	940,460	繰延税金負債	15,694
機械装置及び運搬具	463,643	長期未払金	49,175
土地	841,913	その他	7,404
リース資産	1,702		
建設仮勘定	19,852		
その他	109,490		
(無形固定資産)	(66,480)	負債合計	5,572,951
その他	66,480	純資産の部	
(投資その他の資産)	(820,334)	【株主資本】	[12,479,379]
投資有価証券	588,686	資本金	2,133,177
繰延税金資産	182,491	資本剰余金	2,563,867
その他	105,594	利益剰余金	8,961,449
貸倒引当金	△56,437	自己株式	△1,179,114
		【その他の包括利益累計額】	[155,226]
		その他有価証券評価差額金	155,226
		純資産合計	12,634,605
資産合計	18,207,557	負債及び純資産合計	18,207,557

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,090,183
売上原価	16,903,805
売上総利益	6,186,377
販売費及び一般管理費	3,821,834
営業利益	2,364,543
営業外収益	
受取利息	1,301
受取配当金	16,308
雑収入	14,481
営業外費用	
支払利息	11,012
為替差損	6,354
シンジケートローン手数料	2,993
雑損	5,251
経常利益	2,371,022
特別利益	
固定資産売却益	213
特別損失	
固定資産除却損	3,635
固定資産売却損	18
税金等調整前当期純利益	2,367,582
法人税、住民税及び事業税	501,507
法人税等調整額	78,023
当期純利益	1,788,051
親会社株主に帰属する当期純利益	1,788,051

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日残高	2,133,177	2,563,867	7,716,343	△1,179,109	11,234,278
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△542,945	-	△542,945
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,788,051	-	1,788,051
自己株式の取得	-	-	-	△4	△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,245,106	△4	1,245,101
2019年3月31日残高	2,133,177	2,563,867	8,961,449	△1,179,114	12,479,379

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2018年4月1日残高	258,460	258,460	11,492,738
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△542,945
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,788,051
自己株式の取得	-	-	△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△103,234	△103,234	△103,234
連結会計年度中の変動額合計	△103,234	△103,234	1,141,866
2019年3月31日残高	155,226	155,226	12,634,605

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

フェニックス電機株式会社
株式会社ルクス
株式会社日本技術センター
ナカンテクノ株式会社
株式会社リードテック

(2) 非連結子会社の数

1社

非連結子会社の名称

株式会社テクノリンク

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産 評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法は、ランプ事業においては総平均法を、製造装置事業においては個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）によっております。

② 無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いにあてるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金 製品の無償保証期間における修理・交換等に要する費用に備えるため、過去の売上原価に対する当該費用の発生割合に基づく保証費用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

工事完成高の計上基準

工事契約については、成果の確実性が認められないため、工事完成基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によりしております。
- ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

前連結会計年度において、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」(前連結会計年度713,915千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

該当事項はありません。

2. 契約保証金等として担保に供している資産

定期預金 20,080千円

上記に対応する債務

買掛金 7,265千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 5,378,158千円

4. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式の総数

普通株式 22,806,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	542,945	30.00	2018年3月31日	2018年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	542,945	30.00	2019年3月31日	2019年6月24日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資が発生した場合には定期預金等、安全性の極めて高い金融資産で運用しております。

なお、当社グループでは、グループ各社の自主独立を基本とし、資金面においても同様に、グループ各社は外部からの調達又は当社からの調達を選択できるものとし、また当社はグループ全体の資金管理並びに与信面で扶助することによりグループ全体の財務の安定を図るため、グループ金融規程を定めて対応しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金、電子記録債権は、営業債権であり、顧客の信用リスクにさらされております。そのため、当該リスクに関し、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額の設定及び回収期日と残高の管理を行っております。

また、一部の顧客に対して外貨建債権が存在し、為替変動リスクにさらされております。為替相場の状況については毎月把握され、経営会議において報告されております。

投資有価証券は、取引先との事業関係上保有している株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクにさらされているため、四半期末ごとに時価等の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、営業債務であり、いずれも1年以内の支払期日であります。

一部の仕入先に対して外貨建債務が存在し、為替変動リスクにさらされております。為替相場の状況については毎月把握され、経営会議において報告されております。

借入金には短期のものは主として運転資金、長期のものは主として設備資金であります。短期借入金については、金利変動リスクにさらされておりますが、短期間に決済されるものであり、金利変動リスクは低いと判断しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格が存在しない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,141,751	4,141,751	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,961,141	5,961,141	—
(3) 電子記録債権	1,596,315	1,596,315	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	446,160	446,160	—
資産計	12,145,368	12,145,368	—
(5) 支払手形及び買掛金	1,489,379	1,489,379	—
(6) 電子記録債務	682,588	682,588	—
(7) 短期借入金	200,000	200,000	—
(8) 長期借入金	436,625	436,878	253
負債計	2,808,593	2,808,846	253

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに (7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値により算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	142,526

(注) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 698円11銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 98円80銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[3,965,324]	【流動負債】	[255,416]
現金及び預金	1,461,593	1年内返済予定の長期借入金	130,051
短期貸付金	2,003,074	未払金	96,729
未収入金	461,415	未払費用	3,346
未収還付法人税等	36,980	未払消費税等	11,659
その他	2,261	預り金	7,486
【固定資産】	[3,391,640]	賞与引当金	6,144
(有形固定資産)	(843,018)	【固定負債】	[419,615]
建物	273,929	長期借入金	306,574
構築物	7,511	長期未払金	28,295
工具器具及び備品	13,434	繰延税金負債	84,745
土地	548,142	負債合計	675,031
(無形固定資産)	(12,270)	純資産の部	
ソフトウェア	12,270	【株主資本】	[6,526,706]
(投資その他の資産)	(2,536,351)	資本金	2,133,177
投資有価証券	446,160	資本剰余金	2,563,867
関係会社株式	2,002,297	資本準備金	2,563,867
出資金	250	利益剰余金	3,008,776
長期貸付金	77,500	利益準備金	14,025
その他	10,143	その他利益剰余金	2,994,751
		繰越利益剰余金	2,994,751
		自己株式	△1,179,114
		【評価・換算差額等】	[155,226]
		その他有価証券評価差額金	155,226
資産合計	7,356,964	純資産合計	6,681,932
		負債及び純資産合計	7,356,964

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	505,728
営業費用	480,067
営業利益	25,660
営業外収益	
受取利息	20,067
受取配当金	626,151
受取賃貸料	50,658
雑収入	3,683
営業外費用	
支払利息	3,201
賃貸収入原価	45,462
シンジケートローン手数料	2,993
経常利益	674,564
税引前当期純利益	674,564
法人税、住民税及び事業税	639
法人税等調整額	△460
当期純利益	674,385

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
				繰越利益 剰 余 金		
2018年4月1日残高	2,133,177	2,563,867	2,563,867	14,025	2,863,311	2,877,336
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	△542,945	△542,945
当期純利益	-	-	-	-	674,385	674,385
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	131,440	131,440
2019年3月31日残高	2,133,177	2,563,867	2,563,867	14,025	2,994,751	3,008,776

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日残高	△1,179,109	6,395,271	258,460	258,460	6,653,731
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	△542,945	-	-	△542,945
当期純利益	-	674,385	-	-	674,385
自己株式の取得	△4	△4	-	-	△4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	△103,234	△103,234	△103,234
事業年度中の変動額合計	△4	131,435	△103,234	△103,234	28,200
2019年3月31日残高	△1,179,114	6,526,706	155,226	155,226	6,681,932

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いにあてるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 727,370千円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 2,464,565千円

長期金銭債権 77,500千円

短期金銭債務 76,547千円

5. 保証債務

子会社の取引先への契約義務に関する銀行保証及び金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。

保証金額 628,950千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引 505,728千円

営業取引以外の取引 681,320千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,708,717株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	470,500千円
繰越欠損金	38,712千円
長期未払金	8,652千円
減損損失	9,976千円
その他	9,920千円
繰延税金資産小計	537,762千円
評価性引当額	△520,186千円
繰延税金資産合計	17,576千円

繰延税金負債

関係会社株式売却益	△33,943千円
その他有価証券評価差額金	△68,378千円
繰延税金負債合計	△102,321千円

繰延税金資産（負債）の純額 △84,745千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	フェニックス電機 株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付 経営指導及び 業務受託 役員の兼任 設備の賃貸 債務保証 保証料の受入	設備の賃貸	40,068	未収入金	3,606
				業務受託及び 経営指導 (※ 1)	150,048	未収入金	13,504
				資金の貸付 (※ 2) 資金の回収	466,000	短期貸付金	818,000
				利息の受取 (※ 2)	10,127	—	—
				連結納税に係る 個別帰属額	126,485	未収入金	126,485
				債務保証 (※ 3)	100,000	—	—
				保証料の受入 (※ 4)	466	—	—
	株式会社ルクス	所有 間接 100.0%	役員の兼任 設備の賃貸	設備の賃貸	2,893	未収入金	271
				連結納税に係る 個別帰属額	2,925	未収入金	2,925
	株式会社 日本技術センター	所有 直接 100.0%	資金の貸付 経営指導及び 業務受託 役員の兼任 設備の賃貸	設備の賃貸	996	未収入金	88
				業務受託及び 経営指導 (※ 1)	111,744	未収入金	10,056
				資金の貸付 (※ 2) 資金の回収	180,400	短期貸付金 長期貸付金	132,600 77,500
				利息の受取 (※ 2)	2,542	—	—
				連結納税に係る 個別帰属額	71,433	未払金	71,433
	ナカテクノ 株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付 経営指導及び 業務受託 役員の兼任 設備の賃貸 債務保証 保証料の受入	設備の賃貸	6,317	未収入金	559
				業務受託及び 経営指導 (※ 1)	243,936	未収入金	21,954
				連結納税に係る 個別帰属額	281,928	未収入金	281,928
				資金の貸付 (※ 2) 資金の回収	900,000 420,000	短期貸付金	1,040,000
				利息の受取 (※ 2)	7,352	—	—
				債務保証 (※ 3)	528,950	—	—
				保証料の受入 (※ 4)	290	—	—
	株式会社 リードテック	所有 間接 100.0%	役員の兼任 設備の賃貸	設備の賃貸	383	未払金	34
				連結納税に係る 個別帰属額	4,658	未払金	4,658
株式会社 テクノリンク	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	連結納税に係る 個別帰属額	425	未払金	425	
			資金の貸付 (※ 2) 資金の回収	12,474 —	短期貸付金	12,474	
			利息の受取 (※ 2)	39	—	—	

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※ 1) 業務受託料及び経営指導料は、当社グループの規程に基づき、グループ運営費用を均等又は各子会社の事業規模に応じ負担割合を設定し受取っております。
- (※ 2) 子会社に対する資金の貸付については、当社グループの規程に基づき、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (※ 3) 子会社の取引先への契約義務に関する銀行保証及び金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。
- (※ 4) 子会社の銀行借入に対する債務保証については、財務状況等を勘案して合理的に決定した保証料を受領しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	369円20銭
2. 1 株当たり当期純利益	37円26銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 洪 誠 悟 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 平 塚 博 路 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 洪 誠 悟 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 平 塚 博 路 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役会の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、統括管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社	監査役会
常勤監査役(社外)	上 道 俊 和 ㊟
監 査 役	家 弓 康 充 ㊟
社外監査役	四 宮 章 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当金に関する事項

当社は経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様へ安定した配当を継続しつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。よって当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額542,945,490円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	さとう よしひさ 佐藤 良久 (1961年3月10日生)	2009年7月 ナカテクノ株式会社入社 同社取締役社長就任 2010年1月 同社代表取締役社長就任（現任） 2012年6月 当社取締役就任 2016年10月 株式会社リードテック代表取締役会長就任 2018年6月 当社代表取締役社長就任（現任）	50,000株	なし
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社及び当社グループの取締役を歴任し、主として液晶関連の製造装置事業を管掌しております。長年に亘る経営者としての豊富な経験と技術的な見識を含め幅広い知見を有しており、今後の当社及び当社グループの企業価値向上につながる中期計画の推進及び当社グループ経営の要として欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。				
2	たはら ひるや 田原 廣哉 (1954年8月29日生)	1988年4月 当社入社 1995年8月 当社取締役技術開発部部長就任 1998年2月 当社取締役企画室室長就任 2001年6月 当社常務取締役企画室室長就任 2005年6月 当社代表取締役社長就任 2009年4月 フェニックス電機株式会社代表取締役社長就任（現任） 2012年6月 当社取締役就任（現任） 2013年4月 株式会社ルクス代表取締役社長就任（現任）	115,000株	なし
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社及び当社グループの代表取締役を歴任し、主としてランプ事業及び液晶関連の製造装置事業の一部を管掌しております。長年に亘る経営者としての豊富な経験と技術的な見識を含め幅広い知見を有しており、当社及び当社グループの経営に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
3	たけ なか たかし 竹 中 隆 (1969年6月20日生)	2001年3月 株式会社日本技術センター入社 2005年11月 同社常務取締役就任 2007年11月 同社代表取締役社長就任 (現任) 2009年4月 当社取締役就任 2018年6月 当社取締役就任 (現任) 2018年12月 株式会社テクノリンク取締役会長就任 (現任)	449,920株	なし
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社及び当社グループの取締役を歴任し、主として人材サービス事業を管掌しております。長年に亘る経営者としての豊富な経験及び知見を有しており、当社及び当社グループの経営に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。				
4	あき ば やすし 秋 葉 泰 (1967年9月3日生)	2011年8月 ナカンテクノ株式会社入社 2012年5月 同社取締役管理部部長就任 2015年5月 同社常務取締役管理部部長就任 (現任) 2016年10月 株式会社リードテック監査役就任 (現任) 2019年5月 当社統括管理部部長就任 (現任)	30,000株	なし
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループの取締役を歴任し、主として管理部門を管掌しております。長年に亘る経営管理全般の豊富な経験及び幅広い知見を有しており、当社及び当社グループの経営に適任であると判断し、新たに取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
5	はやし ひろ ゆき 林 啓 之 (1967年2月4日生)	1990年4月 飛鳥建設株式会社入社 1996年7月 国際復興開発銀行（世界銀行）入行 1998年8月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2003年10月 国際金融公社（世界銀行グループ）入社 2005年3月 G C A株式会社入社 2008年1月 同社パートナー就任 2012年6月 当社取締役就任（現任）	20,500株	なし
[取締役候補者とした理由] 同氏は、金融機関等での幅広い経験と高い見識を有しており、当社及び当社グループの事業開発に係る企画関連の管掌に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。				
6	ある が しゅう じ 有 賀 修 二 (1959年3月22日生)	1983年4月 株式会社諏訪精工舎（現セイコーエプソン株式会社）入社 2003年6月 同社 取締役ディスプレイ事業部長就任 2006年12月 エプソンイメージングデバイス株式会社 代表取締役社長就任 2011年4月 ソニーモバイルディスプレイ株式会社 代表取締役社長就任 2015年6月 株式会社ジャパンディスプレイ 代表取締役社長就任	一株	なし
[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、長年に亘る経営者としての豊富な経験と当社及び当社グループに関連する業界での幅広い知見を有しており、当社及び当社グループの経営に資する監督機能を担うことができると判断し、新たに社外取締役候補者としております。				

(注) 1. 有賀修二氏は、社外取締役候補者であります。

2. 当社と田原廣哉氏、竹中隆氏及び林啓之氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。田原廣哉氏及び竹中隆氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、有賀修二氏についても原案どおり選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 有賀修二氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役上道俊和氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
うえ みち とし かず 上道俊和 (1948年10月1日生)	1971年4月 松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2003年3月 松下電工ライティング・デバイス株式会社（現パナソニック ライティングデバイス マーケティング株式会社）代表取締役社長就任 2007年6月 松下電工制御機器株式会社（現パナソニック インダストリアル マーケティング&セールス株式会社）監査役就任 2009年10月 株式会社日本技術センター監査役就任 2011年4月 フェニックス電機株式会社監査役就任 2011年6月 当社監査役就任（現任） 2018年12月 株式会社テクノリンク監査役就任（現任） 2019年5月 フェニックス電機株式会社監査役就任（現任）	一株	なし

【社外監査役候補者とした理由】

同氏は、長年に亘る企業経営の実績から経営に係わる高度な能力・見識を有しており、客観的な立場から社外監査役としての役割である監査機能を果たすことができると考えられることから、引き続き社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 上道俊和氏は、当社の社外監査役候補者であります。
2. 上道俊和氏の再任が承認された場合、当社定款の定めに基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
3. 上道俊和氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
4. 上道俊和氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって8年となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
やぎ たけ ひこ 八木 竹彦 (1947年8月27日生)	1971年4月 川崎重工業株式会社入社 2002年4月 川重防災工業株式会社監査室長就任 2003年7月 同社常勤監査役就任 2007年7月 エア・ウォーター株式会社監査室部長就任 2012年8月 ナカンテクノ株式会社監査役就任(現任)	一株	なし

[補欠の社外監査役候補者とした理由]
同氏は、監査役としての豊富な経験を有しており、その経験を当社の監査に活かすことができると判断し、引き続き社外監査役の補欠監査役候補者としております。

- (注) 1. 八木竹彦氏は、社外監査役の補欠監査役候補者であります。
2. 八木竹彦氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の定めに基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、八木竹彦氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬の額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額240百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、当社の取締役に対するストック・オプション報酬を上記報酬の枠内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。

また、本議案が承認可決されることを条件に、取締役に対するストック・オプションを廃止することとし、今後取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、従業員その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120 (652) 031（受付時間 午前9時～午後9時）
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせ下さい。
 - ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120 (782) 031（受付時間 午前9時～午後5時 土曜日・日曜日・休日を除く）

<機関投資家の皆様へ>

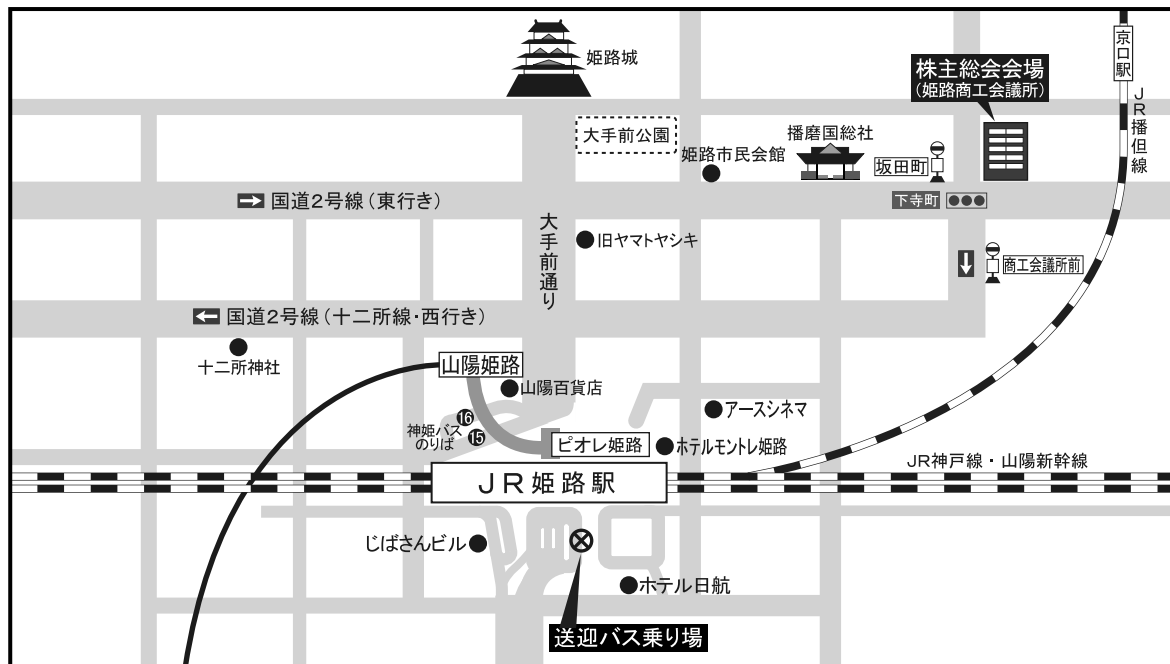
機関投資家の皆様は、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会 会場ご案内図

会場

姫路商工会議所 2階大ホール

兵庫県姫路市下寺町43番地 ☎ 079-222-6001



交通のご案内

- 送迎バス：JR姫路駅南口（上図⊗印場所）より株主総会会場行バスを運行します
発車時刻 午前9時35分
- 神姫バス：姫路駅（北口）神姫バスのりば
 - ⑮ 夕陽ヶ丘、別所駅、鹿島神社 行 … 坂田町下車（所要時間 約4分）
 - ⑯ 日出町 行 … 商工会議所前下車（所要時間 約4分）

当日ご出席いただく株主の皆さまへ

- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知をご持参ください。
- 姫路商工会議所駐車場をご利用の方は、株主総会終了後駐車券をお渡しいたします。